

日本発の国際社会の サステナビリティに向けた提言 ～気候変動対策と貧困対策の統合的解決を目指して～

<地球規模での気候変動対応と日本の貢献のための提案 Ver.5>

【用語説明・資料付き】

はじめに

2019年は世界的な異常気象に加え、気候変動による少雨・干ばつ・乾燥が要因の1つとも懸念された森林火災等もあり、「気候危機」という言葉が注目を集めた。スペインで開催されたCOP25では、2030年の温室効果ガス削減目標における各国の野心引き上げが争点の1つになったが、足並みがそろうことはなかった。

気候変動とその影響に対する関心度は非常に高まりつつあるが、今後我々はどのような行動を求められているのか。地球上には貧困や格差等の様々な課題があり、気候変動のみに集中して対処できる訳ではないのが現実である。各国の抱える事情や優先順位は異なるため、「パリ協定が実施段階に移った」というだけでは、世界全体で対策を加速化することは難しい。

しかし、まだまだ国際交渉の中で焦点が当たってこなかった点は多く、とれる対策はたくさんあると考えている。そのような背景を踏まえ、弊センターはCOP25前に「日本発の国際社会のサステナビリティに向けた提言〈地球規模での気候変動対応と日本の貢献のための提案 VER.5〉」を発表した。

提案の要点は以下の通りだが、まず、気候変動対策のゴール・究極目標は、「気候変動に起因する被害を極力防ぐ」ことだ。気候変動対策のゴールというと、1.5℃・2℃目標が注目されるが、中長期的にそうした目標が達成できたとしても、それまでに気候変動による被害が頻発することは防がなければならない。そうした観点から、温室効果ガス削減による緩和策を進めるとともに、気候変動による被害を防ぐ適応策を同時に進めることが極めて重要である。その際に、余裕がなく、比較的被害を受けやすいと想定される貧困層・脆弱層を取り残してはならない。

また、原因となる温室効果ガスというと、エネルギー起源CO₂に焦点が当てられるが、それ以外にも様々な温室効果ガスや排出要因がある。気候変動による被害を防ぐには、世界全体で他のガスや排出要因にも目を向けることが要請される。

しかしながら、温室効果ガス排出量等の状況については、きちんと把握しきれていない国も多く、より効果的な対策を選択する上では、気候変動に関する現状把握を進めることも必要である。

なお、対策推進のために公的資金拠出の必要性が強調されるが、重要なことはそうした公的資金をいかに有効活用し、民間資金の導入を促進し、企業その他の取組のインセンティブとできるかどうかとも問われるだろう。

<提案の要点>

1. 緩和策

- 国内緩和策加速に加え、途上国緩和策支援強化。その際、あらゆるGHG対策の網羅的かつ費用対効果も鑑みた検討・支援
- 国内・世界のエネルギーアクセス確保・雇用/貧困対策に配慮した脱炭素社会構築加速

2. 適応策

- 国内貧困層・脆弱層の適応策強化に加え、途上国貧困層・脆弱層の被害回避のための適応策支援重点化・強化

3. 透明性・見える化

- 途上国の透明性向上支援
- 人工衛星等の先端技術を活用した世界全体の全GHG排出等の正確な現状把握の強化
- 日本の海外貢献策の見える化の促進

4. 資金

- 二国間協力に加え日本が拠出する国際機関（国連資金メカニズム〈GCF等〉・国連技術メカニズム〈CTCN等〉・多国間開発銀行〈ADB等〉）の更なる有効活用（資金拠出「額」のみならず「質・パフォーマンス」により焦点を当てるべき）

- 民間投資（ESG投資・グリーンボンド等）推進支援：CO2対策に限らず全GHG対策・適応策もより強力に推進支援すべき
- 技術開発を含む企業の取組推進、及び、途上国貧困層適応策等の採算がとりにくい対策のためのNGOとの連携強化

5. 日本の政策への組み込み

- 日本の短中長期戦略・予算・途上国支援策等に組み込む

6. 世界への呼びかけ

- COP等の国際交渉の場も活用し、各国政府・国際機関・民間セクターに、CO2に限らない全GHG削減と貧困層・脆弱層適応策推進を呼びかける

こうした点を日本自らが率先して実行するとともに、各国政府・国際機関・民間への日本のリーダーシップを発揮していただくことを期待している。

すでに様々な関係者の方々に目を通していただいているが、これまで気候変動問題に馴染みのなかった方々にもご覧いただき、具体的取組に関する多様な議論が促進されることを期待し、用語説明・資料を付けた本提言レポートを発行する。

本書が、今後の日本・世界における気候変動対策に関する議論・取組・協力を更に推進していただくための一助となれば幸いである。

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

遠藤理紗

足立治郎

2020年3月

<発行責任者略歴>

遠藤理紗 JACSES事務局次長・気候変動プログラムリーダー

津田塾大学英文学科卒業、マンチェスター大学修士課程修了（開発学）。保険・エネルギー関連の民間企業での勤務を経て、2014年からJACSESスタッフ。気候変動プログラム及びSDGs・SCPプログラムを担当し、気候変動・SDGsに関する政策提言、普及啓発等を行う。2019年12月にスペインで開催されたCOP25では、NGOメンバーとして日本政府代表団に参加。（一社）SDGs市民社会ネットワーク事業統括会議進行役等も務める。著書に『事典 持続可能な社会と教育』（教育出版、共著）、『CSR検定3級公式テキスト2019年版』（オルタナ、共著）等。

足立治郎 JACSES理事・事務局長

東京大学教養学部卒。東レ株式会社（営業部及び人事部）勤務を経て、1995年よりJACSESスタッフ。島根県立大学非常勤講師、（一社）SDGs市民社会ネットワーク環境ユニット幹事、地球環境戦略研究機関（IGES）フェロー、CSRレビューフォーラムレビュアー等も務める。著書に『環境税一税財政改革と持続可能な福祉社会』（築地書館、単著）、『カーボン・レジーム』（オルタナ、共著）、『ギガトン・ギャップ—気候変動と国際交渉』（オルタナ、共著）等。

目次

はじめに	1
提言	5
I. 提言の骨子	6
II. 提言① 緩和策	8
1. 国内緩和策加速と途上国緩和策支援強化	8
2. あらゆるGHG対策の網羅的かつ費用対効果も鑑みた検討・支援	9
3. エネルギーアクセス確保・雇用/貧困対策に配慮した脱炭素社会構築	10
4. フロン・メタン等のNon-CO2 GHGs対策強化	11
III. 提言② 適応策	12
IV. 提言③ 透明性・見える化	13
1. 途上国の透明性向上支援	13
2. 人工衛星・センサー等の先端技術を活用した正確な現状把握	13
3. 日本の海外貢献策の見える化の促進	14
V. 提言④ 資金	15
1. 二国間協力に加え、国際機関の更なる有効活用	15
2. 全GHGs削減や適応策へのESG投資/グリーンボンド拡大・民間（企業・NGO等）取組促進	16
VI. 提言⑤ 日本の政策への組み込み	17
VII. 提言⑥ 世界への呼びかけ	17
用語説明	18
資料	29
1. 環境省「パリ協定の概要」	30
2. 日本政府「パリ協定長期成長戦略のポイント」	31
3. 環境省「フルオロカーボン・イニシアティブの概要」	32
4. 日本政府「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」	34

提言

I. 提言の骨子

<本提言の意味>

気候変動に起因する国内外の被害を防ぐため、日本政府による政策構築・取組を提起

<本提言の全体像>

被害を防ぐため、世界全体の全GHG（温室効果ガス）大幅削減&貧困層/脆弱層適応策強化の日本自らの率先実行と各国政府・国際機関・民間への日本のリーダーシップを！

目標：台風・森林火災等、気候変動に起因する被害を防ぐ

提言① 緩和策

- ・国内緩和策加速に加え、途上国緩和策支援強化。その際、あらゆるGHG対策の網羅的かつ費用対効果も鑑みた検討・支援

【被害を防ぐには、CO2削減だけ・国内削減だけではダメで、フロン・メタン等のNon-CO2を含め、世界の全GHG削減が必要】

【日本・先進国は、途上国対策への資金拠出責務を有するが、今後、途上国のGHG排出は大きく増大】

- ・国内・世界のエネルギーアクセス確保・雇用/貧困対策に配慮した脱炭素社会構築加速

【自然エネ・省エネ推進に際し、台風による停電被害回避・貧困解消等のため、エネルギー強靱化・エネルギーアクセス確保が必要】

提言② 適応策

- ・国内貧困層・脆弱層の適応策強化に加え、途上国貧困層・脆弱層の被害回避のための適応策支援重点化・強化

【富裕層は自力で被害回避・適応策をとりやすいが、脆弱層・貧困層は困難】

提言③ 透明性・見える化

- ・ 途上国の透明性向上支援
【効果的な対策・公的/民間支援誘導のためにも重要】
- ・ 人工衛星等の先端技術を活用した世界全体の全GHG排出等の正確な現状把握の強化
- ・ 日本の海外貢献策の見える化の促進
【日本の納税者の理解を得るためにも重要】

提言④ 資金

- ・ 二国間協力に加え日本が拠出する国際機関（国連資金メカニズム〈GCF等〉・国連技術メカニズム〈CTCN等〉・多国間開発銀行〈ADB等〉）の更なる有効活用（資金拠出「額」のみならず「質・パフォーマンス」により焦点を当てるべき）
- ・ 民間投資（ESG投資・グリーンボンド等）推進支援：CO2対策に限らず全GHG対策・適応策もより強力に推進支援すべき
【公的資金だけでは必要な資金はまかなえない】
- ・ 技術開発を含む企業の取組推進、及び、途上国貧困層適応策等の採算がとりにくい対策のためのNGOとの連携強化

提言⑤ 日本の政策への組み込み

- ・ 日本の短中長期戦略・予算・途上国支援策等に組み込む

提言⑥ 世界への呼びかけ

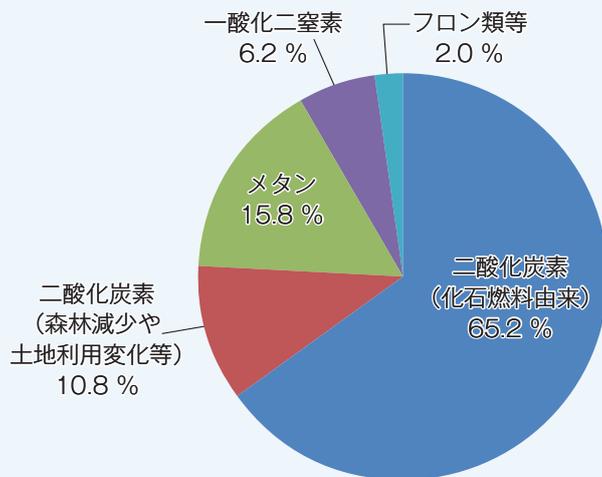
- ・ COP等の国際交渉の場も活用し、各国政府・国際機関・民間セクターに、CO2に限らない全GHG削減と貧困層・脆弱層適応策推進を呼びかける
【日本の取組・資金の効果的活用だけでは、世界の全GHG削減と貧困層/脆弱層適応策は困難】

II. 提言① 緩和策

国内緩和策₁ 加速と途上国緩和策支援強化

- ・パリ協定₂締約国・地域が現在示しているGHG（温室効果ガス）₃削減目標を全て合わせても、パリ協定の目標達成・気候変動による国内外の被害を防ぐには極めて不十分。
- ・気候変動の原因となるGHGには、化石燃料₄を燃焼した際に出るエネルギー起源CO₂以外にフロン₅・メタン₆など様々なものがあり、それらの排出は世界ではGHG全体の3分の1程度を占める。
- ・国内の気候変動に起因することが疑われる台風等の被害を避けるためにも、CO₂削減だけ・国内削減だけではダメで、**被害の誘因となる世界全体のGHG削減が必要**。
- ・途上国ではGHG排出の著しい増大が見込まれており、日本・先進国は途上国対策への資金拠出・支援を行う約束・責務を有する。
- ・よって、**国内緩和策（GHG削減対策）加速に加え、途上国緩和策支援強化が必要**。

図1：人為起源の温室効果ガスの総排出量に占めるガスの種類別の割合

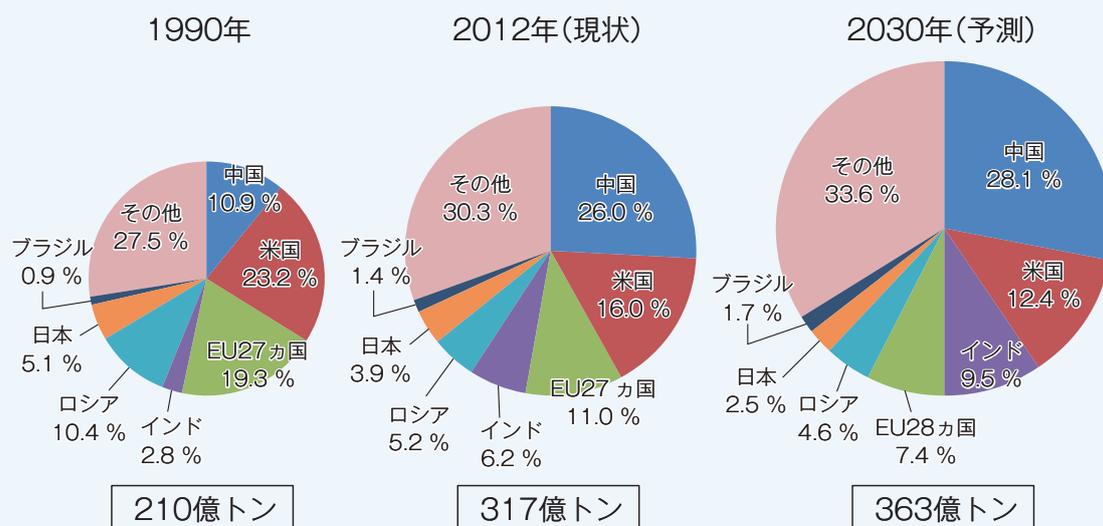


出典：IPCC 第5次評価報告書より気象庁作図（※ 2010年二酸化炭素換算量での数値）
気象庁ウェブサイト（https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p04.html）

あらゆるGHG対策の網羅的かつ費用対効果も鑑みた検討・支援

- ・気候変動による被害を防ぐには、できるだけ多くのGHGを世界全体で迅速かつ効率的に削減する必要がある。よって、**国内対策及び途上国支援において、エネルギー起源CO2対策のみならず、あらゆるGHG削減対策から、費用対効果の極力良い対策を選択・優先的に資金投下・実施するよう推奨・支援していくことが重要。**
- ・ただし、費用対効果は短期だけでなく、長期的な効果の勘案も重要。また、対策を選択する際、資源効率性等、その他要素の勘案も必要。

図2：世界のエネルギー起源CO2排出量の推移



出典：IEA「CO2 emissions from fuel combustion 2014」[World Energy Outlook (2014 Edition)]に基づいて環境省作成（2030年はNew Policies Scenarioの値）
 経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004000/pdf/042_s05_00.pdf）

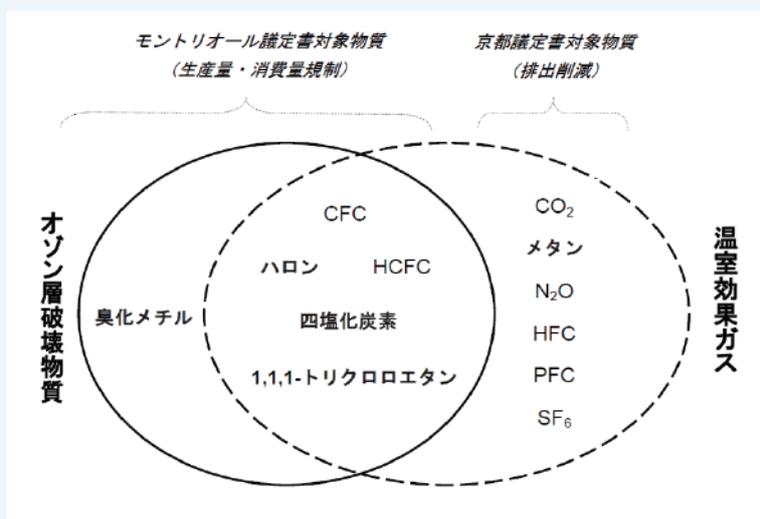
エネルギーアクセス確保・雇用/貧困対策に配慮した脱炭素社会構築

- ・ SDGs₈は、環境・社会・経済課題の統合的解決、貧困削減とエネルギーアクセス₉確保を掲げている。
- ・ 国内外で脱炭素社会構築に向けて、化石燃料の割合を段階的に減らし、自然エネルギー₁₀割合を100%に向け増加させていく必要がある。ただし、自然エネルギーのみで現在・将来のエネルギー需要がまかなえるか懸念もあり、**省エネ・蓄エネ₁₁の推進も不可欠。そのための技術開発/普及のさらなる促進も必要。**
- ・ 昨今の台風等の災害被害により、日本のエネルギー供給体制の脆弱性も指摘されており、**自然エネルギー増大とエネルギー安定供給の両立を促す分散型エネルギー₁₂構築をさらに推進**すべき。
- ・ 自然エネルギーを進める際、安定的な電力供給や生態系への悪影響回避とともに、**エネルギーシステムの変化に伴い失われる雇用をいかに吸収するか、真摯な検討も必要。**（例えば、リスキリング₁₃〈新規スキル獲得〉・キャリアデザイン支援、労働力循環を促進する取組の強化が重要。）
- ・ そもそも途上国ではエネルギーアクセスがない人々も多い。日本政府も積極的に取組を進めるSDGsの理念である「誰一人取り残さない」観点から、**あらゆる人々の安全・安定的なエネルギーアクセス確保のための支援強化**も必要。

フロン・メタン等のNon-CO2 GHGs対策強化

- ・フロン類の国内での回収・破壊システムの推進は、国際的に見ても先進的。
- ・途上国では既に機器に充填され市中に出回っているCFC₁₄やHCFC₁₅の排出規制が行われず、機器交換時等にそのまま大気中に排出されるケースが多い状況で、日本政府が回収・処理システム¹⁶や冷媒¹⁷技術等の国際展開に積極的に取り組むことは重要。
- ・京都議定書¹⁸対象フロン（HFC等）はもちろん、CFC・HCFCといったモントリオール議定書¹⁹対象フロン対策の支援強化（フロン回収破壊システムの展開支援〈技術・制度構築・人材育成支援等〉）で世界の対策をリードしていただきたい。
- ・排出量の大きいメタン等のその他のNon-CO2 GHGsに関する対策強化の進展も望まれる。
- ・なお、上記対策の前提として、海外のフロン・メタン等のNon-CO2 GHGsの排出実態・予測に関する研究・モニタリングの強化も重要。

図3：オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係



出典：環境省ウェブサイト
https://www.env.go.jp/council/06earth/y060-31/ref01_5.pdf

III. 提言② 適応策

世界の貧困層/脆弱層の被害抑制のための適応策₂₀支援

- ・日本は、歴史的に気候変動の原因となるGHGを大量に排出してきた。
- ・気候変動の被害は、適応することが難しい国内外の貧困層/脆弱層に顕著に現れ、そうした人々は被害を防ぐためのリソースが乏しい。(富裕層は自ら対策をとることが比較的容易。特に、海外の貧困層/脆弱層は農業等で生計を立てている場合が多く、一度の洪水等で命を失うことや住居・仕事等を失い極度の貧困に陥る恐れがある。)
- ・よって、国内（特に貧困層/脆弱層）の被害抑制のための適応策に加え、途上国の貧困層/脆弱層の被害を防ぐ適応策への支援を行い、責任を果たしていくことが重要。
- ・また、途上国の貧困層/脆弱層のレジリエンス（強靱性）を高めていくため、彼らの経済・雇用状況の改善を図りつつ、家屋等の生活を守る防災対策との連動も重要。
- ・さらに途上国の適応策支援において、日本の技術も活用し、ITによる情報集約やリアルタイムで個人レベルにしっかり情報が届くシステム構築の支援も重要。

IV. 提言③ 透明性・見える化

途上国の透明性²¹向上支援

- ・ 途上国は必ずしもHFCの報告義務がない等、途上国のGHGは現状把握が難しいことも大きな課題であり、**その現状把握・透明性を向上させる支援・協力が重要。**
- ・ そのために、**他と比較して現状把握・透明性向上に努力する途上国に優先的に支援を行うことを日本政府も積極的に進めるべきである。**
- ・ 日本政府・企業が途上国の気候変動対策に協力する際の効果を高めるためにも、途上国のGHG排出量や緩和策・適応策の実態を極力正確に把握することが必要。また、公的資金活用については納税者に対し、民間資金活用については投資家に対し、説明を要する。自国の透明性向上は、日本/他国政府/企業の資金/技術を呼び込む重要なツールであるという認識を、途上国に広げていくことが重要。
- ・ 具体的には、**GHG排出量のインベントリ²²整備やそのための統計を含む途上国の体制整備・能力開発等の支援の更なる強化をお願いしたい。**また、日本が進めている「**コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ (PaSTI²³)**」への賛同を増やし、取組を波及させるとともに、パリ協定の下でGEFに設置された「**透明性のための能力開発イニシアティブ (CBIT²⁴)**」等の国連枠組も活用し、公正かつ効果的な取組を進めるモメンタムを世界で醸成していただきたい。
- ・ 各国は、国連に対し任意ではあるが、適応対策のための行動についても報告することとなっており、特に国内脆弱層・貧困層に適応策が行き渡っているかどうかを途上国に報告するよう促すことも一案。

人工衛星・センサー等の先端技術を活用した正確な現状把握

- ・ 北アフリカ熱帯地域のCO₂排出量は、想定よりはるかに多いことが人工衛星²⁵観測による研究で判明。
- ・ 気候変動により起こり得る事象の予測には、様々なデータの集積・モニタリングが必要であり、多様な場所で様々な環境変化を測定するセンサー技術²⁶が不可欠。

- ・フリーライダー²⁷を防ぎ、パリ協定の公平性・実効性を担保するには、世界全体で排出量算定・報告を極力正確に行うとともに、その精度向上のため、人工衛星・センサー等の先端技術も駆使することで、更に正確な現状把握ができるよう日本がリーダーシップを発揮していただきたい。
- ・人工衛星・センサー等の先端技術については、精度等の問題も残っているため、パリ協定における透明性確保に更に貢献できるよう技術開発も進めていただきたい。

日本の海外貢献策の見える化の促進

- ・京都議定書では、CDM²⁸プロジェクトによる削減量を先進国が自国目標に100%組み込めたが、パリ協定では全締約国が削減目標をもつため、協力プロジェクトにおける削減分の分配をめぐる対立が生じる可能性や、削減分の分配計算が難しいケースも考えられる。
- ・UNFCCC²⁹に報告する責務があるため、海外貢献分のクレジット³⁰化及び自国目標への活用に関する議論が先行しがちだが、途上国に対し、先進国は自らの目標達成のためプロジェクトを行い、多くのクレジットを自国にもっていってしまうとのマイナス印象を醸成したり、自国の削減量にカウントできないが世界全体の削減に結び付くプロジェクトが行われない懸念がある。
- ・海外貢献に際し、日本のクレジット分が明確化されないが、世界全体の削減に貢献するプロジェクトに関しても検討を強化し、国際社会の議論をリードしていただきたい。
- ・また、日本政府・事業者等が途上国と協力し実施した取組に関しては、相手国に日本の貢献について国連等できちんと報告してもらうよう促し、クレジット以外の形でも日本の貢献を客観的に見える化することへの協力的な取組を行う友好国を増やすことで、途上国支援に日本の税金を使うことに対する納税者の理解を広げるとともに、事業者の取組に対する社内・株主の理解を得ていくことが重要。

V. 提言④ 資金

二国間協力に加え、国際機関の更なる有効活用

- ・ COP16で「2020年において先進国全体で年間1000億ドルの資金支援を達成する」ことに合意。
- ・ 気候変動に関連する国連資金メカニズム（緑の気候基金〈GCF〉、地球環境ファシリテーター〈GEF〉³¹等）、途上国に技術支援を行う国連技術メカニズム（気候技術センター・ネットワーク〈CTCN〉³²等）、多国間開発銀行³³（アジア開発銀行〈ADB〉・世界銀行〈WB〉等）に対し、日本は資金を拠出。（その平成29年度の拠出額は、GCF約240億円、GEF約153億円等）
- ・ 日本政府には、二国間協力に加え、**こうした国際機関の機能向上を要請しつつ、それら国際機関との更なる連携・有効活用も含めた戦略立て**を期待したい。（資金拠出「額」のみならず「質・パフォーマンス」にもより焦点を当てるべき）
- ・ 途上国の緩和策・適応策に貢献するため、**様々な関連技術/製品/サービス/ノウハウを有する日本の機関（企業・NGO等）が、これら国際機関の資金を活用しやすくする支援（情報/ノウハウ提供・資金支援・人材育成等）の強化も重要。**
- ・ GCF資金の半分は適応に充てることが規定され、CTCNプロジェクト要請は約30%が適応。多国間開発銀行は元々貧困対策を行っており、世界銀行は気候変動の影響を受けやすい最貧困・最脆弱層を中心に人々が強靱性を高めていけるよう適応策への資金を増強すると表明。**貧困層/脆弱層の適応策を進める際、これら機関をさらに有効に活用できる余地がある。**

全GHGs削減や適応策へのESG投資³⁴ / グリーンボンド³⁵ 拡大・民間（企業・NGO等）取組促進

- ・ 気候資金をまかなうには、公的資金とともに民間資金の導入が不可欠。そうした中、ESG投資・グリーンボンド等の急速な拡大、特にエネルギー起源CO2削減のための投資が増えている。
- ・ その他GHG削減や適応にも莫大な資金が必要であり、民間資金も不可欠だが、それらに対するESG投資・グリーンボンドには、そこまで注目が集まっていない。
- ・ ESG投資・グリーンボンドの推進機関は、エネルギー起源CO2関連投資に加え、その他のGHG対策や適応対策向け投資についても更に追求していただき、日本政府はこうした民間取組を後押ししていただきたい。
- ・ CO2対策・その他GHG対策・適応対策には、技術開発を含む民間企業の取組の更なる推進も必須。
- ・ 昨年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略³⁶」に「ビジネス主導の国際展開、国際協力」があり、上記の通り、民間企業による国際協力は重要であるが、民間投資・企業取組は利益を全く考えないわけにはいかず、日本政府は上記に加え、途上国の貧困層/脆弱層の適応策・全GHG削減等推進のために、NGOとの連携を更に強化していただきたい。

VI. 提言⑤ 日本の政策への組み込み

関連政策・戦略・予算等への組み込み

- ・ 今後、日本政府の政策、具体的には「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」「海外展開戦略³⁷」「気候変動適応計画³⁸」「SDGs実施指針」「SDGsアクションプラン³⁹」等に、是非本提案に記した点を組み込んでいただきたい。
- ・ 特に、少なくとも3年ごとに検討・見直しとされている日本の「地球温暖化対策計画⁴⁰」策定に際し、上記提案を組み込み、世界全体の対策に貢献することを示していただきたい。
- ・ さらに、日本の中長期戦略や地域別の戦略、具体的な政策/予算の策定時に、上記の提起を取り込んでいただきたい。

VII. 提言⑥ 世界への呼びかけ

COP等の場を活用した各国政府・国際機関・民間セクターへの呼びかけ

- ・ 日本の取組・資金の活用だけでは、世界の全GHG削減と貧困層/脆弱層のための適応策は困難であり、気候変動枠組条約締約国会議（COP）等の国際交渉の場も活用し、各国政府・国際機関・民間セクター（企業・NGO・投資家等）に、CO2に限らない全GHG削減策と貧困層/脆弱層適応策推進を呼びかけ、リーダーシップを発揮していただきたい。

※COP25にて、日本政府はフルオロカーボン・イニシアティブ⁴¹を発表したが、日本発で他国や国際機関・民間セクターを巻き込んだ世界的イニシアティブを設立・発表できたことは非常に重要と捉えている。今後も気候変動対策において、様々な面でこうしたリーダーシップが発揮され、日本が包括的に世界の対策強化をリードすることを期待したい。

用語説明

1. 緩和策：

気温上昇緩和のため、温室効果ガス削減に取り組むこと。省エネルギー・再生可能エネルギー普及等によるCO2排出削減対策、CO2吸収源対策、メタン（CH4）等の他の温室効果ガス削減対策等が挙げられる。

（気象庁「温室効果ガスに関する基礎知識」参照：https://ds.data.jma.go.jp/ghg/kanshi/tour/tour_a1.html）

2. パリ協定：

COP21にて採択された、途上国を含む全加盟国が参加する2020年以降の国際枠組。長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することが規定されるとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力を継続することに言及している。

（外務省「パリ協定」参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000198007.pdf>）

3. GHG（温室効果ガス）：

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、海や陸等の暖められた地表面から熱が大気へ放射されているが、その熱の一部は大気中に存在する気体の働きによって再び地表面に戻され、地球の平均気温が14℃前後に保たれている。この現象を温室効果と呼び、それをもたらす気体を温室効果ガス（Greenhouse Gas）と呼ぶ。CO2、メタン、一酸化二窒素（N2O）、フロン類等があり、これらが増えると温室効果が強まり、地球表面の気温が上昇する。

（気象庁「温室効果ガスの種類」参照：https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p04.html）

4. 化石燃料：

石油、石炭、天然ガス（LNG）等の地下に埋蔵されている燃料資源。日本の場合、主に海外から輸入されている。2011年東日本大震災後に原子力発電所が停止した影響もあり、火力発電所の稼働が増え、2017年度時点の化石燃料依存度は87.4%となっている。

（経済産業省資源エネルギー庁「2018—日本が抱えているエネルギー問題」参照：<http://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energyissue2018.html>）

（経済産業省資源エネルギー庁「2019—日本が抱えているエネルギー問題（前編）」参照：<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energyissue2019.html>）

5. フロン：

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。20世紀に開発された自然界に存在しない人口物質。不燃性・化学的に安定・液化しやすいという性質をもつことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒から、断熱材等の発泡剤、半導体・精密部品の洗浄剤、スプレー噴射剤まで幅広く使用されている。

（経済産業省「(1) フロンとは」参照：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_disposition.html）

6. メタン：

メタンは、人為起源の温室効果ガス総排出量のうち約16%を占める。湿地・池・水田等で枯れた植物が分解する際や原油・天然ガス採掘の際、家畜のげっぷ等から発生するが、同量のCO₂の約25倍の温室効果がある。

(気象庁「地球温暖化に関する知識」参照：https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/pdf/all.pdf)

(環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度説明会」参照：
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/about_document/2019/gaiyo.pdf)

7. 資源効率性：

資源効率性（Resource Efficiency）とは、資源投入あたり生み出される価値（財やサービス等）がどのくらいかを表す指標。地球の資源供給や生態系が吸収できる環境負荷には限界があるため、環境への影響を最小限に抑えつつ、地球の限られた資源を持続可能な方法で利用するため、資源効率性の向上が重要となる。

(欧州委員会「Resource Efficiency」参照：https://ec.europa.eu/environment/resource_efficiency/)

(内閣府経済社会総合研究所(ESRI)「持続可能性指標と幸福度指標の関係性に関する研究報告書」参照：http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou066/hou66_07b.pdf)

8. SDGs:

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月に採択された持続可能な世界を実現するための国際目標。17ゴール・169ターゲットから構成され、2030年を目標達成年とする（一部、達成年が異なる）。先進国・途上国問わずに全ての国が行動することや、環境・経済・社会課題に統合的に取り組むこと、誰一人取り残さない（leave no one behind）こと等をうたっている。

(外務省「JAPAN SDGs Action Platform『SDGsとは』」参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

(外務省「JAPAN SDGs Action Platform『SDGsについて』」参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/about_sdgs_summary.pdf)

9. エネルギーアクセス：

すべての人々に安価で持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保することは、SDGsのゴール7に含まれる主要な課題の一つである。2014年時点では約10億6千万人がエネルギーに全くアクセスのない状況にある。

(外務省「SE4All（Sustainable Energy for All）（万人のための持続可能なエネルギー）」参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page3_000954.html)

(国連広報センター「SDGs報告2018」参照：https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/)

10. 自然エネルギー：

太陽光、太陽熱、水力、風力、潮力、地熱等の自然現象から得られるエネルギー。化石燃料が枯渇の不安を抱えるのに対し、太陽が照りつづけ、地球内部の熱源が冷めない間は、枯渇の心配がない。

11. 蓄エネ：

蓄エネルギー（蓄エネ）とは、エネルギーを蓄積しておいて、必要な時に取り出して利用する考え方。代表的な技術・手段としては蓄電池が挙げられるが、再生可能エネルギーの大量導入における調整力確保や停電時の電力確保等の観点から、重要性が高まっている。

（経済産業省、文部科学省「エネルギー・環境技術のポテンシャル・実用化評価検討会報告書」参照：<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190610002/20190610002-1.pdf>）

12. 分散型エネルギー：

比較的小規模かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、各地域の特性も踏まえた多様な供給力を組み合わせて最適に活用することで、エネルギー供給のリスク分散や温室効果ガス排出削減等に繋がる効果も期待される。近年の大震災や台風等によって集中型エネルギーシステムの脆弱性が顕在化しており、分散型エネルギーシステム構築の機運が高まっている。

（経済産業省資源エネルギー庁「分散型エネルギーについて」参照：https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/006/pdf/006_05.pdf）

13. リスキリング：

リスキリング（Reskilling）とは、社会や産業の変化に対応した新たなスキルを獲得するための人材再教育を指す。企業経営においても非常に重要な課題と認識されており、2020年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）にて「リスキリング革命（Reskilling Revolution）」というイニシアティブが発表された。気候変動問題においても、脱化石燃料等の気候変動対策に伴う雇用の喪失が指摘され、リスキリングが重要課題となる。

（世界経済フォーラム「Jobs of Tomorrow: Mapping Opportunity in the New Economy」参照：<https://www.weforum.org/reports/jobs-of-tomorrow-mapping-opportunity-in-the-new-economy>）

（世界経済フォーラム「We need a global reskilling revolution – here's why」参照：<https://www.weforum.org/agenda/2020/01/reskilling-revolution-jobs-future-skills/>）

14. CFC／15. HCFC：

CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）は「特定フロン」と呼ばれ、大気中に放出されると上空成層圏まで達し、オゾン層を破壊するとともに、CFCは同量のCO₂の3,800～8,100倍、HCFCは90～1,800倍の温室効果がある。一方、HFC（ハイドロフルオロカーボン）は一般に「代替フロン」と言われ、オゾン層を破壊しないが、同量のCO₂の140～11,700倍の温室効果がある。

（経済産業省「(1) フロンとは」参照：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_dispotion.html）

（経済産業省「(2) オゾン層破壊問題の出現」参照：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_hakai.html）

（環境省「フロン回収・破壊法 詳細版パンフレット」参照：<https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei/pamph1309/full.pdf>）

16. フロン回収・処理システム：

オゾン層を守り地球温暖化を防ぐためには、そのまま大気に放出せず、エアコン等の各種冷凍空調機器に充填されているフロン類（CFC、HCFC、HFC）を適切に回収・処理をする必要がある。日本では、2001年制定のフロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）等によって、フロン回収・処理システムが構築されている。

（国立研究開発法人 国立環境研究所「フロン回収・処理技術」参照：<http://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=30>）

17. 冷媒：

空気中の熱を移動させる役割をもつ物質のことで、従来、エアコン等の冷媒に使用されていたCFCやHCFCに含まれる塩素がオゾン層を破壊する原因の一つとなっていた。現在は、「代替フロン」として塩素を持たないHFCが主流となっているが、温室効果が大きく、地球温暖化の原因になると指摘されているため、これに代わる低温室効果のグリーン冷媒や自然冷媒が注目を集めている。

（ダイキン「楽しく学ぼう！『エアコンと環境』」参照：<https://www.daikin.co.jp/csr/information/lecture/lec04.html>）

（経済産業省「フロンとは」参照：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/outline_dispotion.html）

（経済産業省「フロン対策の現状について（平成31年1月）」参照：https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/pdf/006_07_00.pdf）

18. 京都議定書：

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された2020年までの国際枠組。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、HFC、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類の温室効果ガスを対象とし、先進国の温室効果ガス排出削減における法的拘束力のある数値目標が設定された。

（環境省「京都議定書の概要」参照：http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/gaiyo_k.pdf）

19. モントリオール議定書：

オゾン層の保護を目的とした国際協力を進めるための研究や情報交換に関する基本的枠組を定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」の下で1987年に採択。オゾン層破壊のおそれがある物質を特定し、当該物質の生産・消費・貿易を規制し、人の健康及び環境を保護することを目的とする。(外務省「オゾン層保護（ウィーン条約：Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer）モントリオール議定書：Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer」参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/ozone.html>)

20. 適応策：

気候変動による様々な悪影響の防止・軽減のための対策をとることであり、渇水対策、堤防等の施設整備、ハザードマップの作成、熱中症予防・感染症対策、農作物の高温耐性品種開発・普及、生態系の保全等が挙げられる。

(環境省「気候変動適応計画の概要」参照：http://www.env.go.jp/earth/gaiyou_r.pdf)

21. 透明性：

パリ協定においては、その実施を促進するため、温室効果ガス排出量や緩和・適応対策等の実施及び技術・資金等の支援に関する進捗・達成状況の把握に必要な情報を提供することが定められた透明性枠組が規定されている。

(環境省「パリ協定の概要（仮訳）」参照：http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf)

22. GHG排出量のインベントリ：

一国の1年間の温室効果ガス排出・吸収量を取りまとめたデータのことを一般的に「温室効果ガスインベントリ（Greenhouse Gas Inventory）」という。日本を含む附属書I国（先進国）は毎年このデータを気候変動枠組条約事務局に提出しており、対象ガスはCO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）。

(環境省「温室効果ガスインベントリの概要」参照：<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/overview.html>)

23. コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）：

PaSTI（Partnership to Strengthen Transparency for Co-Innovation）は、環境省が世界資源研究所（WRI）と共同で、2017年COP23において設立したイニシアティブ。パリ協定を実効性ある枠組とするため、各国の気候変動対策に関する基礎情報、制度整備や対策等の透明性強化と、透明性向上による各国対策のポテンシャルやニーズ、民間企業・自治体が有する技術・知識の可視化、それに伴う民間の参画・投資・更なる協力促進を目的とする。2018年には日本・インドネシア間で、PaSTIに基づく民間セクターの透明性向上に関する初の二国間意向書に署名がなされ、2019年には本プロジェクトがASEAN加盟国の気候変動対策において重要な役割を担っていることが確認された。

(環境省「PaSTI（コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ）」参照：<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/pasti/index.html>)

24. 透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）：

CBIT（Capacity Building Initiative for Transparency）は、2015年のCOP21にて、途上国による温室効果ガス排出削減対策における透明性確保のための能力開発支援を目的として設立された基金（GEF〈用語説明3 1 参照〉が運営）。日本も拠出しており、CBITを通じて、透明性に関する途上国の能力開発を支援する。

（環境省「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）に対する拠出について」参照：<https://www.env.go.jp/press/104790.html>）

25. 人工衛星：

1990年代後半から温室効果ガス濃度の全球分布を測定したいという機運が高まり、2000年以降人工衛星を用いた温室効果ガス観測の試みが盛んとなったことで、地上観測では困難であった均一的かつ高精度な観測データの入手が可能となった。日本では、JAXA・環境省・国立環境研究所の共同開発より2009年に打ち上げられた人工衛星いぶきによって、56,000地点から大気中のCO₂やメタン等を測定する取組がなされている。2018年には、より高性能な観測センサーを搭載した後継機いぶき2号が打ち上げられた。

（JAXA「いぶき（GOSAT）」参照：<http://www.satnavi.jaxa.jp/project/gosat/>）

（JAXA「いぶき2号（GOSAT-2）」参照：<http://www.satnavi.jaxa.jp/project/gosat2/>）

（国立環境研究所「衛星からの温室効果ガスの観測」参照：<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/41/12-13.html>）

26. センサー技術：

センサーとは、物理的・化学的現象を測定・収集し、機械が取り扱い可能な電気信号やデータに変換・出力する装置のことを指す。それを活用したセンサー技術によって、陸域・海洋・大気中における様々な地球規模の環境観測を高精度かつ効率よく観測できる。地球上の海表面温度や森林情報、氷河動態や温室効果ガス濃度の把握等といった正確なデータ収集を可能にし、気候変動の影響や温室効果ガス排出量、砂漠化やオゾン層破壊等の環境問題の動向を明らかにする手段として活用されている。

（国立環境研究所「宇宙から温室効果ガスを観測する」参照：<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/69/04-09.html>）

（国立環境研究所「衛星リモートセンシングによる地球環境観測」参照：<https://www.nies.go.jp/kanko/news/24/24-4/24-4-04.html>）

（林野庁「高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き」参照：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/smartforest/attach/pdf/smart_forestry-20.pdf）

（一般財団法人リモート・センシング技術センター「ソリューション事例 -氷雪-」参照：<https://www.restec.or.jp/solution/service/service-snow>）

（株式会社マクニカ「センサとは何か？」参照：<https://www.macnica.co.jp/business/semiconductor/articles/pickup/130537/>）

（ローム株式会社「センサ」参照：https://www.rohm.co.jp/electronics-basics/sensors/sensor_what1）

27. フリーライダー：

フリーライダー（Free Rider）とは、活動の必要なコストを負担せずに利益だけを享受する（ただ乗りする）者を指す。例えば、パリ協定において、自らは気候変動対策を講じずに他国の排出削減によってもたらされる利益にただ乗りする国が増えると、世界全体が協調して取り組むという枠組の根本が崩れ、その効果が大きく減退することが懸念される。

（経済産業省「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」参照：<https://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170414006/20170414006-1.pdf>）

28. CDM：

Clean Development Mechanism（クリーン開発メカニズム）の略。京都議定書において定められた京都メカニズム（各国の削減目標達成のための補助的手段）の一つ。先進国が投資国として関与し、温室効果ガス排出量の上限定がない途上国で排出削減プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量に基づいたクレジットが発行される。そのクレジットを先進国に移転し、先進国の削減量として計上することが可能。

（炭素市場エクスプレス「クリーン開発メカニズム（CDM）」参照：<https://www.carbon-markets.go.jp/mkt-mech/kyomecha/cdm.html>）

（環境省「京都メカニズム情報コーナー」参照：<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/>）

29. UNFCCC：

United Nations Framework Convention on Climate Change（気候変動枠組条約）の略。大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極目標として、1992年に採択。本条約に基づき、1995年から気候変動枠組条約締約国会議（COP）が毎年開催されている。

（環境省「気候変動の国際交渉」参照：<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html>）

30. クレジット：

低炭素技術普及や温室効果ガスを吸収する取組等によって発生した温室効果ガスの削減量や吸収量に応じて発行され、他の企業や国への移転を可能にするもの。例えば、日本が進めている二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）では、日本が技術やシステム等を途上国に提供して温室効果ガス削減等のプロジェクトを行い、それにより得た削減分をクレジットとして二国間で分けあう。国内では、省エネルギー機器導入や森林経営等により温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国がクレジットとして認証する「J-クレジット制度」がある。

（資源エネルギー庁『二国間クレジット制度』は日本にも途上国にも地球にもうれしい温暖化対策」参照：<http://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/jcm.html>）

（Jクレジット制度ウェブサイト参照：<https://japancredit.go.jp/>）

31. 緑の気候基金（GCF）、地球環境ファシリティ（GEF）：

緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）と地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）は、途上国の気候変動対策を支援するための国連資金メカニズム。GCFは、途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対処（適応）を支援するために、COP16で設立が決定。GCF資金へアクセスを認められた国・国際機関・民間機関等を認証機関（AE：Accredited Entity）と呼ぶが、日本からは国際協力機構（JICA）と三菱UFJ銀行が認証機関に承認されている。GEFは、気候変動枠組条約や生物多様性条約等5つの環境関連条約の資金メカニズムであり、途上国で行う地球環境保全のプロジェクトに対して主に無償資金を供与。

（外務省「緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）」参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000123.html）

（外務省「地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）」参照：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/gbl_env.html）

32. 気候技術センター・ネットワーク（CTCN）：

気候技術センター・ネットワーク（CTCN：Climate Technology Centre & Network）は、技術執行委員会（TEC：Technology Executive Committee）とともに気候変動枠組条約の下に設立された気候変動に関連する技術の移転促進をはかる技術メカニズム。CTCNは、途上国からの技術支援要請を受け、技術支援を行っている。TECは、途上国・先進国から集まった技術専門家で構成され、技術政策課題の分析・各国政府への助言を行う。

（経済産業省「CTCN及びTEC」参照：http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global2/ctcn_tec/index.html）

33. 多国間開発銀行：

多国間開発銀行（MDBs：Multilateral Development Banks）は、金融・技術支援や知的貢献を通じて、途上国の貧困削減や持続的な経済・社会の発展を支援する国際機関の総称。MDBsは、全世界を支援対象とする世界銀行と各所轄地域を支援する地域開発金融機関（アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）を指す。各MDBには、所轄地域に限らず、借入国である途上国と資金提供者である先進国の両方が幅広く加盟している。

（財務省「国際開発金融機関を通じた日本の開発支援」参照：https://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdbs_pamphlet.pdf）

34. ESG投資：

ESGとは、Environment（環境）・Social（社会）・Governance（企業統治）の頭文字をとった言葉。投資判断において企業価値を測るために、キャッシュフローや利益率等の財務情報に加え、ESGのような非財務情報を考慮する投資を指す。

（年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）「ESG投資」参照：<https://www.gpif.go.jp/investment/esg/>）

35. グリーンボンド：

企業や地方自治体等が、地球温暖化対策や再生可能エネルギー導入等のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券を指す。発行側のメリットとしては、グリーンプロジェクト推進による社会的支持獲得や新たな投資家との関係構築、投資側のメリットとしては、資金提供を通じた持続可能な社会実現への貢献等が挙げられている。また、温室効果ガス削減や自然資本劣化の防止、グリーンプロジェクト推進によるエネルギーコスト低減や地域活性化等の環境・社会面への貢献も期待されている。

(グリーンボンド発行促進プラットフォーム「グリーンボンドとは」参照：<http://greenbondplatform.env.go.jp/greenbond/about.html>)

36. パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略：

パリ協定では、各締約国が温室効果ガス低排出型の発展に向けた長期戦略を2020年までに作成・提出することが定められている。日本は、これを成長戦略として温室効果ガス低排出型経済・社会の発展のための長期戦略を策定し、2019年6月に国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。本戦略の中では、「脱炭素社会のより早い達成を目指し、2050年までに温室効果ガス80%削減に取り組む」ことや、その達成に向けた「ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた環境と成長の好循環の実現を目指す」こと、「イノベーション・グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開・国際協力の横断的施策等を推進する」こと等が定められている。

(外務省「パリ協定」参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>)

(環境省「「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定について」参照：

<https://www.env.go.jp/press/106869.html>)

(環境省「「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の国連提出について」参照：

<https://www.env.go.jp/press/106953.html>)

37. 海外展開戦略：

日本の海外経済協力に関する重要事項を議論・戦略的かつ効率的な実施を図るために設置された経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」に基づき、日本の強みや国内外の市場動向等を踏まえ、重点分野や課題、海外展開取組の方向性をまとめたもの。各分野（電力、鉄道、情報通信、宇宙、農業・食品、環境、リサイクル、医療、都市開発・不動産開発、港湾、空港、水、道路等）の戦略が策定されている。

(環境省「海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）の策定について」参照：<https://www.env.go.jp/press/105573.html>)

(首相官邸「経協インフラ戦略会議」参照：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/kaisai.html>)

(経済産業省「海外展開戦略（水）が策定されました」参照：

<https://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180727010/20180727010.html>)

38. 気候変動適応計画：

気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策を総合的・計画的に推進していくために、平成30年11月に閣議決定されたもの。気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、政府・事業者・国民等の具体的役割を明確化するとともに、7つの基本戦略を示し、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に提示している。自治体のためのマニュアルや企業のためのガイド等も提供されている。
(環境省「気候変動への適応」参照：<https://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>)

39. SDGs実施指針・SDGsアクションプラン：

SDGs実施指針は、2016年12月にSDGs推進本部で決定された2030年までに国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略であり、2019年12月に改定版が策定された。SDGsアクションプランは、日本がSDGs達成のために実施する具体的な取組や方向性等を示したもの。アクションプラン2020では、国内実施・国際協力の両面において誰一人取り残さない社会の実現に向けて、日本のSDGsモデル三本柱である「ビジネスとイノベーション～SDGsと連動する『Society5.0』の推進～」 「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」 「SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント」の展開を加速化させ、日本のSDGs取組を国際社会に共有・展開していく方針を打ち出している。

(持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部ウェブサイト参照：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>)

※Society 5.0：

第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として提唱され、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムの実現により経済発展と社会課題の解決を両立する新たな人間中心の社会のこと。IoT・人工知能 (AI) 等を産業や社会に取り入れ、少子高齢化・貧富の格差等の課題解決を目指す。

(内閣府「Society 5.0」参照：https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)

40. 地球温暖化対策計画：

COP21でパリ協定が採択され、日本の約束草案 (2020年以降の温暖化対策に関する日本の目標) を提出したことを受けて、その達成に向けた取組を含む総合的かつ計画的な温暖化対策推進のために策定された計画。温室効果ガスの排出抑制・吸収量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記されている。毎年進捗を確認し、少なくとも3年に一度計画を見直す予定となっている。

(日本政府「地球温暖化対策計画」参照：<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/taisaku.html>)

41. フルオロカーボン・イニシアティブ：

冷凍空調部門 (クーリング・セクター) で冷媒として使用されるフロンの需要は増加しており、生産から再生/破壊に至るまでのライフサイクル全体における排出抑制を目的とした活動を促進するイニシアティブ。気候変動緩和やオゾン層破壊への対策に貢献するとともに、資源効率性向上やイノベーション活性化、持続可能な経済成長や雇用創出に繋がることも期待されている。2019年12月のCOP25において設立が発表され、2020年2月現在、日本を含む8か国と3国際機関、10国内企業・団体が賛同している。

(環境省「フルオロカーボン・イニシアティブ」参照:

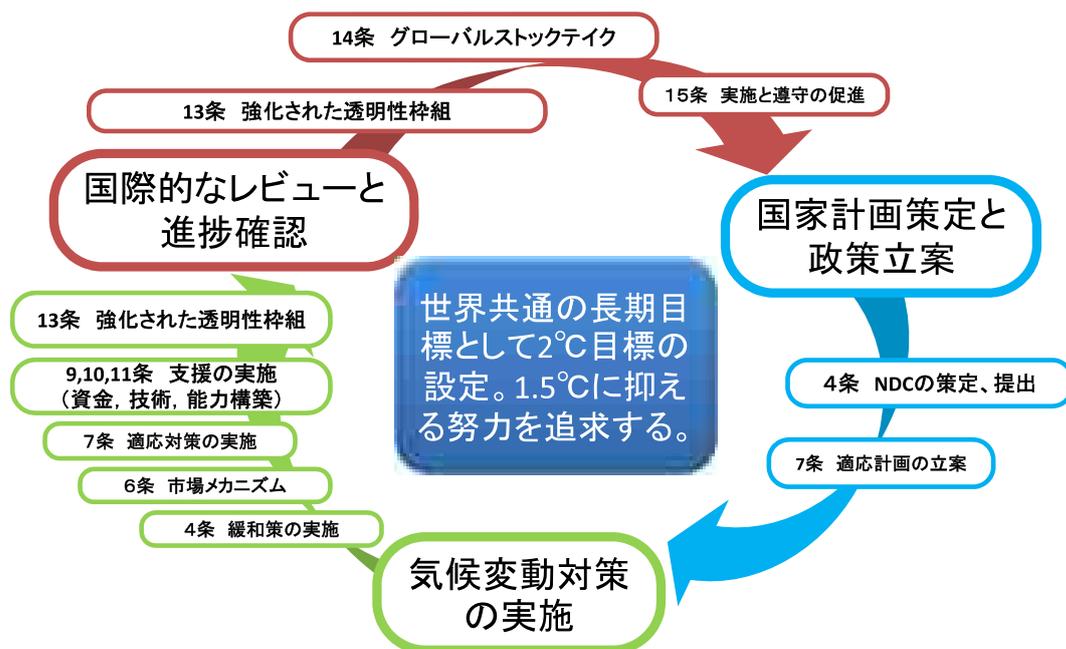
http://www.env.go.jp/earth/ozone/fluorocarbon_initiative/fluorocarbon_initiative-J-ver01.html)

資料

パリ協定の概要

目的	世界共通の 長期目標 として、 産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持 。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成 できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って 急激に削減 。
各国の目標	各国は、約束（削減目標）を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す 。
長期戦略	全ての国が長期の低排出開発戦略 を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク （世界全体での棚卸し）	5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認 する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

パリ協定のPDCA



パリ協定長期成長戦略のポイント

<p>第1章：基本的な考え方（ビジョン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半の半の間に達成できるように早期に表現することを目指すとともに、2050年までに80%の削減に大胆に取り組む ※積み上げではなく、将来の「あるべき姿」 ※1.5℃努力目標を含むパリ協定の長期目標の実現にも貢献 ➢ ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じて「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす [要素：SDGs達成、共創 Society5.0、地域循環共生圏、課題解決先進国] 	<p>第1章：基本的な考え方（ビジョン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半の半の間に達成できるように早期に表現することを目指すとともに、2050年までに80%の削減に大胆に取り組む ※積み上げではなく、将来の「あるべき姿」 ※1.5℃努力目標を含むパリ協定の長期目標の実現にも貢献 ➢ ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じて「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす [要素：SDGs達成、共創 Society5.0、地域循環共生圏、課題解決先進国]
<p>第2章：各分野のビジョンと対策・施策の方向性</p> <p>第1節：排出削減対策・施策</p> <p>1. エネルギー：エネルギー転換・脱炭素化を進めるため、あらゆる選択肢を追求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生エネルギーの主力電源化 ・火力はパリ協定の長期目標と整合的にCO₂排出削減 ・CCS・CCU/カーボンサイクリルの推進 ・水素社会の実現/蓄電池/原子力/省エネ <p>2. 産業：脱炭素化ものづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂フリー水素の活用（ゼロカーボン・スケールへの挑戦等） ・CCU/バイオマスによる原料転換（人工光合成等） ・抜本的な省エネ、中長期的なプロセスの廃絶等 <p>3. 運輸：“Well-to-Wheel Zero Emission” チャレンジへの貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年までに世界で供給する日本車について世界最高水準の環境性能を実現 ・ビークトゥータ・IoT等を活用した道路・交通システム <p>4. 地域・くらし：2050年までにカーボンニュートラルでレジリエントで快適な地域とくらしを実現/地域循環共生圏の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な地域・企業等から2050年を待たずにカーボンニュートラルを実現 ・カーボンニュートラルなくらし（住宅やオフィス等のストック平均でZEB・ZEH相当を進めるための技術開発や普及促進/ライフスタイルの転換） ・地域づくり（カーボンニュートラルな都市、農山漁村づくり）、分散型エネルギーシステムの構築 <p>第2節：吸収源対策</p> <p>第4章：その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・公正な移行 ・政府の率直的取組 ・適応によるレジリエントな社会づくりの一体的な推進 ・カーボンプライシング(専門的・技術的議論が必要) 	<p>第3章：「環境と成長の好循環」を実現するための横断的施策</p> <p>第1節：イノベーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの大幅削減につながる横断的な脱炭素技術の実用化・普及のためのイノベーションの推進・社会実装可能なコストの実現 <p>(1) 革新的環境イノベーション戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト等の明確な目標の設定、官民リソースの最大限の投入、国内外における技術シーズの発掘や創出、ニーズからの課題設定、ビジネスにつながる支援の強化等 ・挑戦的な研究開発、G20の研究機関間の連携を強化し国際共同研究開発の展開(RD20)等 ・実用化に向けた目標の設定・課題の見える化 - CO₂フリー水素製造コストの10分の1以下など既存エネルギーと同等のコストの実現 - CCU/カーボンサイクリル製品の既存製品と同等のコストの実現、原子力（原子炉・核融合）（ほか） <p>(2) 経済社会システム/ライフスタイルのイノベーション</p> <p>第2節：グリーン・ファイナンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション等を適切に見えさせるため、金融機関等がそれを後押しする資金循環の仕組みを構築 <p>(1) TCFD ※等による開示や対話を通じた資金循環の構築 ※気候関連財務情報開示タスクフォース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業：TCFDガイダンス・シナリオ分析ガイド拡充/金融機関等：グリーン投資ガイダンス策定 ・産業界と金融界の対話の場（TCFDコンソーシアム） ・国際的な知見共有、発信の促進（TCFDサミット（2019年秋）） <p>(2) ESG金融の拡大に向けた取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESG金融への取組促進（グリーンボンド発行支援、ESG地域金融普及等）、ESG対話プラットフォームの整備、ESG金融リテラシー向上、ESG金融ハイレベル・パネル 等 <p>第3節：ビジネス主導の国際展開、国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の強みである優れた環境技術・製品等の国際展開/相手国と協働した双方に裨益するコイノベーション <p>(1) 政策・制度構築や国際ルールづくりと連動した脱炭素技術の国際展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国における制度構築や国際ルールづくりによるビジネス環境整備を通じた、脱炭素技術の普及と温室効果ガスの排出削減（ASEANでの官民イニシアティブの立上げの提案、市場メカニズムを活用した適切な国際枠組みの構築 等） <p>(2) CO₂排出削減に貢献するインフラ輸出の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定の長期目標と整合的にCO₂排出削減に貢献するエネルギーインフラや都市・交通インフラ（洋上風力・地熱発電などの再生エネルギー、水素、CCS・CCU/カーボンサイクリル、スマートシティ等）の国際展開 <p>(3) 地球規模の脱炭素社会に向けた基礎づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国におけるNDC策定・緩和策にかかわる計画策定支援等、サプライチェーン全体の透明性向上 <p>第5章：長期戦略のレビューと実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビュー：6年程度を目安としつつ情勢を踏まえて柔軟に検討を加えるとともに必要に応じて見直し ・実践：将来の情勢変化に応じた分析/連携/対話

出典：日本政府「パリ協定長期成長戦略のポイント」



フルオロカーボン・イニシアティブ

(フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ)

(Initiative on Fluorocarbons Life Cycle Management)

環境省 地球環境局

2020年2月

1

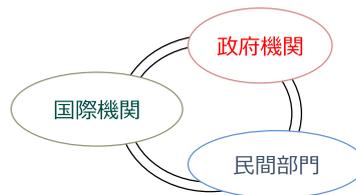
フルオロカーボン・イニシアティブの概要

■ 活動の範囲

- 認識の共有、活動の実施を通じて、フルオロカーボンのライフサイクル・マネジメントのアプローチの主流化を図る
- これまで取り組まれていない中・下流域での活動に焦点を合わせることで、フルオロカーボンのライフサイクル全体の取組みを促進する
- 既存の活動や枠組み（CCACの下で活動するEfficient Cooling Initiativeやthe Cool Coalitionなど上流対策に関連するものを含む）と協働する

■ 想定する参加主体

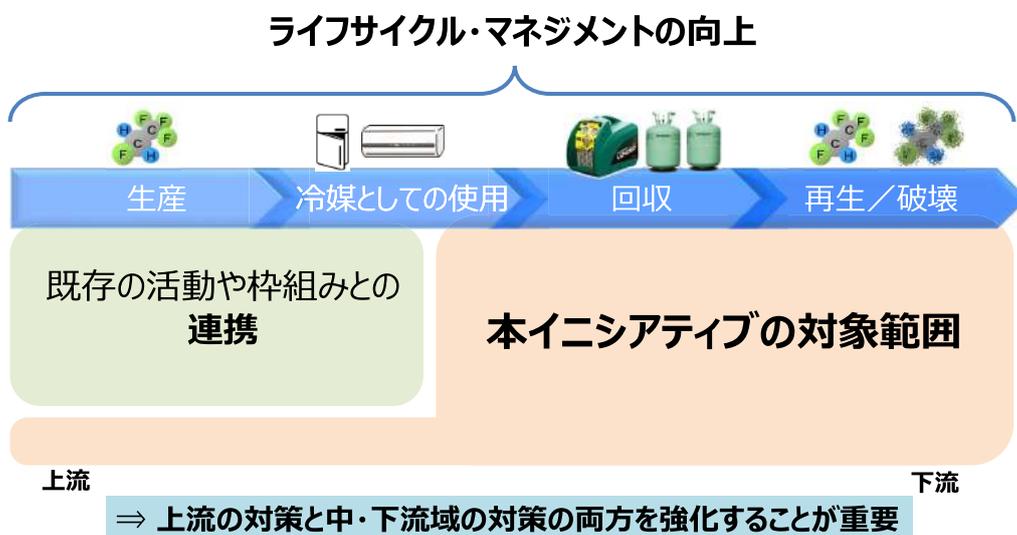
政府機関、民間部門、
国際機関、金融機関、その他



2

出典：環境省「フルオロカーボン・イニシアティブの概要」

フルオロカーボンのライフサイクルのうち 想定する対象領域



3

本イニシアティブで想定する協働活動の例

- (1) フルオロカーボン排出抑制計画の策定や実施への協力
- (2) インベントリ（排出目録）の作成の促進
- (3) キャパシティー・ビルディング（能力向上）の活動
- (4) ESG投資を通じた資金フローの増加、情報公開の促進
- (5) 優良事例（グッド・プラクティス）の共有
- (6) 民間部門とのパートナーシップの強化とイノベーションの加速
- (7) 実施可能性調査（FS）やモデル・プロジェクトの促進



4

出典：環境省「フルオロカーボン・イニシアティブの概要」

SDGs 実施指針改定版

平成 28 年 12 月 22 日
SDGs 推進本部 決定
令和元年 12 月 20 日
一部 改定

1 序文

(1) 2030 アジェンダの意義

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や、貧困・格差・保健等の社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきている。このような状況を踏まえ、2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（以下「2030 アジェンダ」）、及びその中に持続可能な開発目標（以下「SDGs」）として掲げられている 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット、及び 232 の指標は、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標である。

したがって、日本を含む各国は、それぞれの国において 2030 アジェンダを実現することに尽力すると同時に、自らの地域、そして世界レベルで SDGs の達成のために協力することが求められる。我々は、これまでと異なる決意を持って、国内における経済、社会、環境の分野での課題や、これらの分野を横断する課題に関して、共通の問題を抱える世界の国々と協力しながら SDGs 達成に向けた取り組みを強化しつつ、国際協調主義の下、国際協力への取り組みも一層加速していく必要がある。

(2) SDGs 実施指針改定の意義

2016 年 12 月の SDGs 推進本部（以下「推進本部」）会合にて決定された SDGs 実施指針（以下「実施指針」）は、日本が 2030 アジェンダを実施し、2030 年までに日本の国内外において SDGs を達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられている。

2015 年の SDGs 採択から 4 年、2016 年の実施指針決定から 3 年が経過し、SDGs を巡る状況が大きく変化し、国際社会が新たな課題や一段と深刻化した課題に直面する中、気候変動や貧困・格差の拡大による社会の分断・不安定化などの地球規模課題に対して、システムレベルのアプローチやインパクトの大きい取組を通じて、経済や社会の変革（トランスフォーメーション）を加速し、解決に向けて成果を出していくことがより一層必要となっている。

こうした中、様々な課題に対して、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指す SDGs の役割はこれまで以上に重要になっており、2019 年 9 月に開催された SDG サミットにおいて安倍総理は「次の SDG サミットまでに、国内外における取組を更に加速させる」との決意を表明している。また、SDGs の推進の観点からは、同じ

2015年に採択された仙台防災枠組 2015-2030 と国連気候変動枠組条約締約国会議によるパリ協定、さらには生物多様性条約による生物多様性戦略計画・愛知目標等への貢献も進めることが重要である。SDGs に係るこれらの国内外における最新の動向を踏まえ日本の取組の方向性を示すため、また、現行の実施指針において、最初の見直しを2019年までを目処に実施することとされていることも踏まえ、今般、時代に即した形で実施指針を改定することとした。

改定された実施指針に基づき、推進本部の下、関係府省庁が一体となって、あらゆる分野のステークホルダーとの協同的なパートナーシップによって、達成年限である2030年を意識しながら、今後4年間でより一層本格的な行動を加速・拡大し、国内外においてSDGs実現に取り組んでいく。

2 現状の分析

(1) これまでの取組

2015年の2030アジェンダの採択を受け、政府は、2016年5月に推進本部（本部長：総理、副本部長：官房長官・外務大臣、構成員：全閣僚）を設置し、2016年12月に実施指針を策定、2017年12月以降はSDGs達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGsアクションプラン」（以下「アクションプラン」）を定期的に策定してきた。「誰一人取り残さない」社会を実現するため、我が国が国際社会において主導してきた「人間の安全保障」の理念に基づき、アクションプランにおいては「SDGsと連動するSociety5.0の推進」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGsモデル」を掲げ、国を挙げて、SDGsの実現に取り組んできた。加えて、各ステークホルダーと連携したプラットフォームの設立や、「SDGs未来都市」の選定により、日本全国における多様なSDGs実現のための取組の推進を図ってきた。

SDGsを推進するためには、本指針のもと、政府が率先してリーダーシップをとり、各ステークホルダーの取組と連携・協力しながら、SDGsを自分事として捉える国民・市民一人ひとりの取組とつながり、相乗効果を生み出すことが不可欠である。こうした観点から、国内においてSDGsを浸透させるため、SDGsの広報・啓発を重視してきている。具体的には、「ジャパンSDGsアワード」（2017年12月～）や「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の選定（2018年6月～）、「Japan SDGs Action Platform」の設置（2018年6月～）を通じ、SDGsの具体的な活動の「見える化」及び後押しに努めてきた。次世代・教育分野についても、小学校は2020年度から、中学校は2021年度から全面実施される新しい学習指導要領にも掲げられているとおり、一人一人の児童生徒が、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが、これからの学校には求められている。また、2018年12月に「次世代のSDGs推進プラットフォーム」を立ち上げ、次世代によるSDGsの主体的な推進の加速化や次世代のSDGs推進に関する日本のSDGsモデルの発信に努めている。

また、国際協力では、質の高いインフラ、防災・減災、海洋プラスチックごみ、気候変動、女性、保健、教育等のSDGs主要分野において、開発途上国の様々な課題解決を支援することを通じて、開発途上国におけるSDGs推進にも貢献してきている。国際場裡においても、

国連や G7・G20 など、様々な機会に日本の SDGs 推進に係る取組を世界に発信し、SDGs の力強い担い手たる日本の姿を国際社会に積極的に発信してきた。

(2) 現状の評価

2015 年の SDGs 採択以来、世界規模で、政府、ビジネス、ファイナンス、市民社会、消費者、地域の住民や NPO 等の「新しい公共」、労働組合、次世代、教育機関、研究機関、地方自治体、議会といった様々なステークホルダーが行動を起こし、SDGs 達成に向けた多大な努力が行われ、取組が進展している。その一方で、いくつかの課題への対応が遅れが見られており、日本としても国全体で危機感を共有し、更なる取組を進めることが必要である。2019 年 9 月に開催された SDG サミットにおいても、国連から、「取組は進展したが、達成状況に偏りや遅れがあり、あるべき姿からは程遠く、今取組を拡大・加速しなければならず、2030 年までを SDGs 達成に向けた「行動の 10 年」とする必要がある」との危機感が表明された。

同サミットの成果文書「SDG サミット政治宣言」においても、「極度の貧困、子どもの死亡率、電気・水へのアクセス等で進展が見られる一方、飢餓、ジェンダー、格差、生物多様性、環境破壊、海洋プラスチックごみ、気候変動、災害リスクへの対応が遅れが見られる」との現状分析がなされている。

日本国内においても、SDGs の認知度は年々向上し、今や国民の約 4 人に 1 人が認知している。日本が先進的な取組を行っている」と評価されている分野もある一方、更に取組を強化すべき分野について指摘する調査もある。

例えば、ドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発方法ネットワーク (SDSN) が共同で発表した 2019 年の報告書においては、日本は、SDG4 (教育) 及び SDG9 (イノベーション) については達成度合いが高いと評価される一方、SDG5 (ジェンダー)、SDG12 (生産・消費)、SDG13 (気候変動)、SDG17 (実施手段) については低いと評価されている。更にゴールをより細かく見ると、SDG1 (貧困)、SDG10 (不平等) 等においても課題があるとされている。また、OECD が発表した 2019 年の報告書においては、OECD 平均と比較して、SDG3 (保健)、SDG6 (水)、SDG8 (成長・雇用)、SDG9 (イノベーション)、SDG14 (海洋資源) の取組は進展している一方、SDG5 (ジェンダー)、SDG10 (不平等)、SDG11 (都市) の取組には課題があると評価されている。

2019 年 8 月、政府は SDGs のグローバル指標に関する日本の達成状況のデータを公表した。現時点で公開しているのは、グローバル指標の全指標から定義や算出方法が国際的に定まっていない指標等を除いた分の 6 割強に当たる 125 指標である (2019 年 12 月現在)。政府は引き続き「公的統計の整備に関する基本的な計画」に従い、SDGs のグローバル指標の対応拡大に取り組んでいく。

さらに、今後、政府として、グローバル指標等のデータに基づき、SDGs の各目標の進捗状況について、把握、評価し、政策に反映する仕組みづくりに取り組んでいく。

上記のとおり、まだまだ課題も数多く存在する一方で、日本国内や国際協力の文脈において、頻発する自然災害や様々な社会課題に向き合い、人と人とのつながりや助け合いで取り組もうとする動きが広がっていることは、持続可能な社会に向けた希望を感じさせる。

3 ビジョンと優先課題

(1) ビジョン

2030 アジェンダは、取り組むべき課題として以下のように記している。

「我々は、2030 年までに以下のことを行うことを決意する。あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。国内的・国際的な不平等と戦うこと。平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進めること。地球と天然資源の永続的な保護を確保すること。そしてまた、我々は、持続可能で、包摂的で持続的な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）のための条件を、（中略）作り出すことを決意する。」

我が国は、このような持続可能な経済・社会づくりに向けた先駆者、いわば課題解決先進国として、SDGs の実施に向けた模範を国際社会に示すような実績を積み重ねてきている。

日本の持続可能性は世界の持続可能性と密接不可分であることを前提として、引き続き、世界のロールモデルとなり、世界に日本の「SDGs モデル」を発信しつつ、国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030 年までに、国内外において SDGs を達成することを目指す。

すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳を持って生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない 2030 年の社会を目指す。

SDGs を達成するための取組を実施するに際しては、SDGs が経済、社会、環境の三側面を含むものであること、及びこれらの相互関連性を意識することが重要である。また、17 のゴールと 169 のターゲットは不可分で統合されたものであるという認識をここに改めて確認する。

2030 年までに SDGs を達成し、経済発展と社会的課題の解決を目指すため、官民が共有する国家戦略である Society 5.0 を引き続き推進していく。とりわけ、気候変動という喫緊の課題に対して、パリ協定における 2℃目標及び 1.5℃努力目標を踏まえて、生物多様性・生態系の保全にも緊急性をもって取組を強化していく。

(2) 優先課題と SDGs アクションプラン

上記ビジョンの達成及び日本の「SDGs モデル」の確立に向けた取組の柱として次の 8 分野の優先課題を掲げることとする。SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットの中には、世界全体における達成に向け、日本として国際協力面で取り組むべき課題も多く含まれている。SDGs のゴールとターゲットのうち、日本として特に注力すべきものを示すべく、日本の文脈に即して再構成したものであり、すべての優先課題について国内実施と国際協力の両面が含まれる。

また、これらの優先課題はそれぞれ、2030 アジェンダに掲げられている 5 つの P (People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ)) に対応する分類となっている。SDGs におけるすべてのゴールとターゲットが不可分であり統合された形で取り組むことが求められているのと同様、これらの 8 つの優先課

題も密接に関わる不可分の課題であり、どれ一つが欠けてもビジョンは達成されないという認識の下、その全てに統合的な形で取り組む。

(People 人間)

- 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 2 健康・長寿の達成

(Prosperity 繁栄)

- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

(Planet 地球)

- 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

(Peace 平和)

- 7 平和と安全・安心社会の実現

(Partnership パートナーシップ)

- 8 SDGs 実施推進の体制と手段

それぞれの優先課題に関して推進される具体的な施策等は、別途推進本部にて策定されるアクションプランに記載される。アクションプランは、本指針に基づき、「優先課題8分野」において2030年までに目標を達成するために、政府が行う具体的な施策やその予算額を整理し、各事業の実施によるSDGsへの貢献を「見える化」することを目的として、SDGs推進円卓会議を始めとするステークホルダーの意見を踏まえつつ推進本部が策定するものである。当面は、現行のアクションプランに基づき、「ビジネスとイノベーション～SDGsと連動する「Society5.0」の推進～」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGsモデル」を推進していく。

また、ジェンダー平等についても、これらすべての課題への取組において主流化する必要のある分野横断的課題として取組を推進していく。

4 実施のための主要原則

これらの優先課題に取り組むに当たっては、以下の原則を重視することとする。これらの原則は、2030アジェンダに示されているか、その理念から当然に導き出されるものである。これらはSDGsの実施に取り組むに当たって、優先課題や分野を問わず適用されるべき原則である。8つの優先課題及びその下に位置づけられる施策において、これらの主要原則が実現されているかどうかを点検するとともに、新たな施策や施策の修正の必要性を検討するに当たっても、これらの主要原則を考慮する。

(1) 普遍性

2030アジェンダの実施においては、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む。国

内における取組も国際目標達成に向けた努力としての側面があることや、逆に国際協力にも我が国自身の繁栄の基盤を支える意義があることを意識し、また、個別のテーマにおいても国内実施と国際協力を連携して取り組むことが有意義であることを認識しつつ取組を進めていく必要がある。

(2) 包摂性

「誰一人取り残さない」とのキーワードは、2030 アジェンダの根底に流れる基本的理念を示しており、2030 アジェンダは、女性、子供、若者、障害者、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民などへの取組を求めている。我が国は、国内実施、国際協力のあらゆる課題への取組において、これらの脆弱な立場におかれた人々にこそ最初に手が届くように焦点を当てる。また、人間の安全保障については、SDGs の実施における指導理念として、国際協力の推進に当たっても、同理念に基づき、持続可能な開発と平和の持続が表裏一体であることを踏まえ、一人ひとりの保護と能力強化を貫徹するために切れ目のない支援を行う「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視する。

さらに、国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要である。また国連安保理が国連加盟国に対し求めている、平和と安全保障に関する全ての活動と意思決定における女性の参画、紛争下の性的及びジェンダーに基づく暴力からの女性・女児の保護や人道支援、復興におけるジェンダーの主流化を重視した女性・平和・安全保障（WPS）（国連安保理決議第 1325 号）及び関連決議の実施のための取組を着実に進める。さらに、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGs の実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める。

(3) 参画型

脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないことを確保するのみならず、自らが当事者として主体的に参加し、持続可能な社会の実現に貢献できるよう障壁を取り除き、あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、当事者の視点を施策に反映するための手段を講じ、全員参加型で取り組む。

(4) 統合性

SDGs のゴールとターゲットは統合され不可分のものであり、統合的解決が必要であることが 2030 アジェンダにおいて強調されている。経済・社会・環境の三分野の全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組む。このため、施策の実施においては、当該施策に直接関連する優先課題以外のいずれの課題との統合的実施が重要であるかを念頭に置きつつ、異なる優先課題を有機的に連動させて実施していく。